

報告論文のタイトル：アメリカ企業の国際化と課税

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：津田 英章

所属：一橋大学経済学研究科 院生

論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

近年、多国籍企業の租税回避はアメリカの財政問題を解決する上で重要な問題だと認識されている。2000年代に入り、アメリカの企業の国外所得が急増しており、それに伴って国外源泉課税所得は増加している。しかし、外国で支払っている税金は増加傾向になく、国外からの所得の性質が変化していることがわかる。本稿の課題は、2000年代のアメリカ企業の国外所得と税収との関係性を明らかにすることである。多国籍企業の活動の変化を捉え、現行制度の問題点を明らかにすることを目的としている。

企業による租税回避が行われる理由は、国外からの所得に対する課税が、二重課税の恐れと課税漏れとの間で法整備上の問題を抱えているためである。外国子会社として見なす範囲の問題と、利益に対して誰が課税することができるのかという課税権の問題が存在している。問題を整理するために、まず、現状の法制度の中でどのような課税がなされているのかを把握する必要がある。外国所得を母国に持ち込んだ後、どのような処理がなされているのかを確認し、母国における制度上の問題を明らかにし、国家間の課税権の問題を議論する必要がある。そこで、本稿ではアメリカにおける外国所得への課税の問題に議論を絞り、アメリカにおける多国籍企業に対する課税の問題を整理することとする。そのために、アメリカ財務省内国歳入省（IRS）が発表している所得・税務統計に基づき、外国源泉所得と法人税との現状を明らかにする。

IRSの統計によると、2007年にIRSに外国税額控除を申告した企業は6675社あり、合衆国課税所得は8,339億ドル、控除後の所得である国外源泉調整前課税所得は3,925億ドルとなっている。2000年代を通じて、合衆国課税所得と各種控除額の比率は2:1の関係を保っている。控除額は所得の半分であるものの、控除額の大半を占める経費控除の内訳は年によって変化しており、確定的配賦経費（Definitely allocable deductions、財の購入に係る費用）と非確定的配賦経費（Deductions not allocable to specific types of income、研究開発や配当）の割合の変動は大きい。非確定的配賦経費の割合が高い産業は製造業（52.3%）とサービス業（64.3%）であり、これらの産業に共通しているのは技術集約的な分野である。これらの分野における資金調達、研究開発の比率の高さが費用面における財務戦略の高度化の重要性を示している。